



▲ウクライナ国内の製鉄所で民間人の避難誘導にあたる赤十字国際委員会のスタッフ

皆様からの温かいご支援をお願いいたします

活動資金についてお問い合わせ

日本赤十字社大阪府支部 振興課 TEL.06-6943-0707

(平日:午前9時~午後5時30分)

✂ 切り取ってください

99	大阪	払込取扱票									
口座番号		00990454795									
金額		千 百 十 万 千 百 十 円									
日本赤十字社大阪府支部		料 金		備 考		免				商22	
ご住所		日 附 印									
ふりがな お名前		日 附 印									
電話番号 () -		日 附 印									
<input type="checkbox"/> 今回の寄付に対する領収証不要の方は□にレ印をおつけください。 <input type="checkbox"/> 領収証不要 (右の振替払込請求書兼受領証は、免税証明書類として確定申告等にご利用いただけます) <input type="checkbox"/> 表彰不要の方は□にレ印をおつけください。 <input type="checkbox"/> 表彰不要		日 附 印									

振替払込請求書兼受領証

口座番号	00990454795									
加入者名	日本赤十字社大阪府支部									
金額	千 百 十 万 千 百 十 円									
ご依頼人	※ おなまえ									
料 金	日 附 印									
備考	免									

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。切り取らないでください。

この振込用紙にてゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で振込いただきますと振込手数料が免除となります。



この受領証は、大切に保管してください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号大第43950号)

これより下部には何も記入しないでください。

	寄付区分	関係根拠法令	措置の内容等
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法 第37条第4項	特定公益増進法人に対する寄付金は、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。なお、特別損金算入限度額を超える金額は、一般の寄付金にかかる損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入することができます。
		<参考例:資本金等の金額2,000万円、所得の金額1,000万円、事業月数12か月の場合> ■特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額 (2,000万円×12/12×3.75/1000+1,000万円×6.25/100)×1/2=350,000円……(イ) ■一般の寄付金にかかる損金算入限度額 (2,000万円×12/12×2.5/1000+1,000万円×2.5/100)×1/4=75,000円……(ロ) (イ)+(ロ)=425,000円	
個人	所得税の控除 (所得控除)	所得税法 第78条 第2項第3号	寄付金の全額(但し上限は寄付者の年間所得の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。

※平成29年1月1日より大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄付金の指定を受けたため、大阪府在住の個人の方からのご寄付は、全て個人府民税の控除対象寄付金となります。

日本赤十字社の表彰制度

表彰の名称	表彰内容
支部長表彰状	活動資金として一時又は累計額で10万円以上20万円未満のご協力をいただいた法人・個人等に贈呈いたします。
銀色有功章	活動資金として一時又は累計額で20万円以上50万円未満のご協力をいただいた法人・個人等に贈呈いたします。
金色有功章	活動資金として一時又は累計額で50万円以上のご協力をいただいた法人・個人等に贈呈いたします。
社長感謝状	金色有功章受章後、一時又は累計額で50万円以上の活動資金へのご協力をいただいた法人・個人等に贈呈いたします。

※毎年6月末時点の累計額をもって、上記表彰基準の内、上位の表彰を毎年11月頃に贈呈いたします。



銀色有功章



金色有功章



厚生労働大臣
感謝状



紺綬褒章

国の表彰制度

表彰の名称	表彰内容
厚生労働大臣感謝状	同一年度内に一時又は累計額が300万円以上1,000万円未満(個人の場合:100万円以上500万円未満)の活動資金へのご協力をいただいた場合、授与申請をいたします。
紺綬褒章	一時又は分納の申し出により、1,000万円以上(個人の場合:500万円以上)の活動資金へのご協力をいただいた場合、授与申請をいたします。 ※天皇陛下からの褒状が授与されます。

※国の表彰については、表彰を代行申請するものであり、ご受章をお約束するものではありません。また、代行申請にあたり別途ご提出いただく書類があります。



あなたの**クレジットカード**で
今すぐにご支援いただけます



赤十字 寄付申込 フォーム

<https://donate.jrc.or.jp/>

この振込用紙にてゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で振込いただきますと振込手数料が免除となります。

資金の有効活用のため、この受領証をもって日本赤十字社の受領証にかえさせていただきます。

なお、本受領証は、免税証明として利用いただけます。

払込みいただいた金額は個人については、所得税法第78条第2項第3号の規定に基づく寄付金に該当し、法人については、法人税法第37条第4項に基づく寄付金に該当します。

〒540-0008

日本赤十字社大阪府支部 振興課

電話: 06-6943-0707

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ATMではご利用いただけません。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は無料となります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

皆様のご寄付は、講習普及資材や備蓄物資の整備にも活用しています

心肺蘇生訓練用人形



緊急時のいのちを救うための方法の一つ、「心肺蘇生」を学ぶ救急法講習にて使用する「心肺蘇生訓練用人形」を1体整備することができます。(30,000円相当)

緊急セット



避難先において、生活にあると便利なマスク・携帯ラジオ・懐中電灯・歯ブラシ等をセットにした緊急セットを20セット(1セット4人分)整備することができます。(100,000円相当)